福井銀行

〈ふくぎん〉生体認証ＩＣキャッシュカード特約※

※ 2025 年 1 月 6 日より新規および変更の取扱中止

※ 2025 年 4 月 1 日より、当行 ATM ではご利用いただけません。
一部他行の生体認証 ATM で、ご利用いただける場合があります。

お客さまが、ＩＣチップへの生体認証情報の登録をした当行所定のＩＣキャッシュカード（以下、「生体認証機能付ＩＣキャッシュカード」という）をご利用の場合、この特約を適用します。
なおこの特約は、特段の定めのない限り「福銀キャッシュカード規定（個人のお客さま用）」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては福銀キャッシュカード規定が適用されるものとします。
またこの特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは福銀キャッシュカード規定および別途申し込まれたサービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）の定義に従います。

１．（生体認証等の定義）

（１）「生体認証」とは、本人の手指の静脈構造情報の特徴をデータ化した認証情報（以下「生体認証情報」という）を用いる当行所定の認証方式のことをいい、銀行取引について本人であることの確認手段のひとつとしてこれを利用します。

（２）「生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカード」とは、ＩＣチップ内に本人の生体認証情報を登録した生体認証機能付ＩＣキャッシュカードのことをいいます。

（３）「生体認証情報の照合」とは、生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカードが使用された場合に、当該カードに登録された生体認証情報と、本人の指静脈認証情報を照合することをいいます。

２．（生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカードの利用）

（１）他行生体認証 ATM において、生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカードを利用して、払戻し・貸越・振込・照会等(以下「払戻し等」という）を行う場合は、生体認証情報の照合を行ってその同一性を確認し、払戻し等を取り扱いします。

（２）前項に基づく払戻し等について１日あたりの限度額は、それ以外の方法による払戻し等と別に、当行が定めるものとします。

３．（生体認証情報データの変更・削除）※2025 年 1 月 6 日より変更の取扱中止

（１）登録されている生体認証情報の変更を行うことはできません。

（２）当行が本人の求めに応じて生体認証機能付ＩＣキャッシュカードの再発行に応じた

場合、再発行したキャッシュカードに生体認証情報登録はできません。

（３）登録された生体認証情報の削除を行う場合は、キャッシュカードの再発行手続きが必要となります。

４．（障害時等の取扱い）

（１）生体認証情報の照合等を行う他行生体認証 ATM で機器等に障害が生じた場合その他当行がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、本特約に規定する手続・取引を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意あるいは重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

（２）当行所定の回数以上、生体認証情報の照合によりその同一性を確認できなかった場合には、当該生体認証機能付ＩＣキャッシュカードを利用して第２条第１項に定める払戻し等はできなくなります。

５．（代理人（以下「パートナー」という）によるカードの利用）

(1) パートナーによる生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカードのパートナーカードの利用等についても、この特約を適用します。

６．（特約の終了）

この特約は、生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカードを当行に返却すると、終了します。

７．（個人情報等）

（１）本人およびパートナーが他行生体認証 ATM における取引において、生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカードを使用して、他行生体認証 ATM による本人確認がなされる場合、本人およびパートナーの生体認証情報を当行が生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカードにより確認してこれを利用することに同意するものとします。

（２）生体認証情報登録済ＩＣキャッシュカードのＩＣチップ内には、生体認証情報が暗号化された状態で記録・保管されていますので、カードは大切に保管するものとします。

（３）生体認証情報登録ＩＣキャッシュカードのＩＣチップ内に登録された生体認証情報の削除を本人およびパートナーが希望する場合は、第３条第３項による手続きを行うことが必要です。

（４）カード利用終了時(本特約終了時)において、生体認証情報は当行にて廃棄します。

８．（手数料等）

（１）本カードの発行および再発行にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。当

該手数料は、払戻請求書を不要とし当該口座から引き落しします。

（２）当行は、この手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

以上